

長期履修規程

(令和4年5月17日施行)

大阪河崎リハビリテーション大学大学院

大阪河崎リハビリテーション大学大学院 長期履修規程

令和4年4月1日
大学院規程第3号

(趣旨)

第1条 本規程は、大阪河崎リハビリテーション大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第12条の規定に基づき、長期履修の制度（以下「長期履修制度」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本制度は、標準修業年限内での就学が困難な者が本大学院での学修を希望する場合に、標準修業年限を超えた計画的な在学を認めることを目的とする。

(対象者)

第3条 本制度の対象となる学生は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 職業を有し、就業している者
- (2) 出産、育児、介護等の事情を有する者
- (3) その他やむを得ない事情を有すると学長が認めた者

(長期履修の期間)

第4条 本制度を利用する学生の履修期間は、下記の期間とする。

- (1) 修士課程3年
- 2 休学期間は、長期履修期間に算入しない。

(許可)

第5条 前条の申し出があったときは、研究科委員会に諮り、学長がこれを許可する。

(申請手続)

第6条 本制度の利用を希望する者は、所定の期日（別表1）までに長期履修許可願及び長期履修計画書（様式第1号）と第3条の該当要件を証明する書類を学長に提出しなければならない。長期履修については、研究科委員会に諮り、学長がこれを許可する。

(履修期間の変更)

第 7 条 本制度の修業年限変更は、原則これを認めない。ただし、特別な事情があると認められた場合は、在学中一度に限り 1 年度単位で短縮を申請することができる。長期履修期間の短縮を希望する学生は、所定の期日(別表 2)までに長期履修期間短縮願(様式第 2 号)を学長に提出しなければならない。修業年限の短縮については、研究科委員会に諮り、学長がこれを許可する。

2 修業年限の短縮によって生じる授業料等の差額は、短縮が決定した年度内に収めるものとする。

(授業料等)

第 8 条 本制度対象者の 1 年間の学費は、別表 3 のとおりとする。

2 実験、実習等に必要な費用は、別に徴収することがある。

3 修業年限を終了してもなお修了できずに在学する学生の授業料等の額は、大学院学則第 29 条に定める額と同額とする。

4 本制度対象者の授業料等の前期の納入期日は、大学院学則第 30 条の規定に関わらず 5 月 26 日までとする。

(雑則)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、長期履修制度に関し必要な事項は、研究科委員会の意見を聴いて学長が別に定める。

(改廃)

第 10 条 この規程の改廃は、研究科委員会の意見を聴いて学長が行う。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 4 年 5 月 17 日大学院規程第 6 号)

この規程は、令和 4 年 5 月 17 日から施行する。

別表 1 長期履修許可願

提出期限	入学年度の前期履修登録期限まで
------	-----------------

別表 2 長期履修期間短縮願申請期限

提出期限	短縮後修了予定年度の 7 月末日まで
------	--------------------

別表 3 長期履修制度対象者の学費

1 年間の学費	[1 年次] 大学院学則第 29 条に定める修士課程 1 年目の授業料等の金額 [2 年次・3 年次] 大学院学則第 29 条に定める修士課程 2 年目の授業料等の金額の半額
---------	--

様式第 1-1 号（第 6 条関係）

長期履修許可願

年 月 日

学長殿

領域

学籍番号：

氏 名：

下記のとおり、長期履修を許可くださるようお願いいたします。

記

1. 入学年月日 : 年 月 日
2. 修了予定年月日 : 年 月 日
3. 長期履修期間 : 3年
4. 長期履修理由（具体的に記入）

以上

様式第 1-2 号（第 6 条関係）

長期履修計画書
(入学時から卒業までの計画を記載すること)

年 月 日

領 域 名 _____

学籍番号 _____

氏 名 _____

履修年度	前 期	後 期
年度 (入学年度)		
年度		
年度		

「長期履修計画書」の記入上の注意

1. 年度別に前期、後期の欄に分けて記入してください。

2. 科目の種類別で計画を記入してください。

<例>

共通科目 6単位

支持科目 4単位

専門科目 2単位

特別研究

3. 本計画書は研究指導教員の確認後、許可願と併せて大学事務局に提出してください。

※ この計画書どおりに必ず履修しなければならないということはありませんが、延長は認められないので、指導教員と十分に話し合っけて計画してください。また、履修期間の短縮（1回限り）は、許可された際に短縮した分の授業料を一括して支払うこととなりますので、一時的な経済負担となります。+

様式第 1-2 号 (第 6 条関係)

長期履修計画書(記入例)
(入学時から卒業までの計画を記載すること)

年 月 日

領 域 名 _____

学籍番号 _____

氏 名 _____

履修年度	前 期	後 期
2022年度 (入学年度)	共通科目 6単位 支持科目 2単位 特別研究	共通科目 2単位 支持科目 2単位 特別研究
2023年度	共通科目 2単位 支持科目 2単位 専門科目 2単位 特別研究	共通科目 2単位 支持科目 2単位 専門科目 2単位 特別研究
2024年度	特別研究(中間発表まで)	特別研究

様式第 2 号（第 7 条関係）

長期履修期間短縮願

年 月 日

学長殿

領域

学籍番号：

氏 名：

下記のとおり、長期履修期間の短縮を許可くださるようお願いいたします。

記

1. 入学年月日 : 年 月 日
2. 修了予定年月日 : 年 月 日
3. 短縮後修了予定年月日 : 年 月 日
4. 長期履修期間短縮理由（具体的に記入）

以上